

公的研究費 内部監査手順

平成 28 年 4 月 1 日
兵庫県立工業技術センター

1. 監査体制

公的研究費内部監査委員会（以下「委員会」という。）が内部監査を行う。
委員会は、次長、各部長、支援センター所長で構成し、委員会の総括は次長（総括担当）が行う。

2. 監査対象となる公的研究費

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(平成26年2月18日改正)文部科学大臣決定)（以下「ガイドライン」という。）の対象となる公募型の研究資金をはじめ、公的機関からの補助金、助成金及び委託費等の競争的資金、技術改善研究事業、重点領域研究事業、共同研究事業、研究受託費等を財源として当センターで扱うすべての研究資金（科学研究費助成事業、戦略的基盤技術高度化支援事業、JST研究成果最適展開支援事業（A-STEP）、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）のほか、技術改善研究事業、重点領域研究事業、企業、大学等との共同研究、受託研究、テクノトライアルなど）。

3. 監査の実施時期

定期監査を年に1回、7月から9月の間に実施する。その他、委員会で協議のうえ、必要に応じて不定期に監査を行う。

4. 監査の方法

(1) 通常監査

会計書類などの証憑書類の確認により実施する。科学研究費助成事業については、科学研究費助成事業の実施要領で定められている内容に基づき、当該年度に交付を受けている全ての研究課題を対象とし、1研究課題あたり概ね3ヶ月分の執行状況について無作為で抽出して確認を行う。その他の公的研究費については、定められているものがあればその方法に従い、特に定めがない場合は科学研究費助成事業の実施要領を準用する。

(2) 特別監査

会計書類等の証憑書類の確認に加え、物品購入取引等に関する業者への直接確認、人件費・謝金等の当該業者への直接確認等、より詳細な監査を実施する。科学研究費助成事業については、通常監査の対象となった件数の概ね10%を対象とし、通常監査対象より無作為で抽出して実施する。その他の公的研究費については、定められているものがあればその方法に従い、特に定めがない場合は科学研究費補助金の実施要領を準用する。

(3) リスクアプローチ監査

ガイドラインに例示されている、不正が発生するリスク要因に着目したリスクアプローチ監査を実施する。抽出対象は、委員会で協議して決定する。

- ① 研究者の旅費の一定期間分抽出による出張についての抜き打ちによるヒアリング（目的、内容、交通手段、宿泊場所など）
- ② 非常勤雇用者を対象とした勤務実態（勤務内容、勤務時間等）に関するヒアリング
- ③ 納品後の物品等（換金性の高い物品等）の現物確認
- ④ 予算執行が研究計画に比して著しく遅れている研究者へのヒアリング

(4) 機関監査

- ① 公的研究費の機関管理体制全般を対象として、各種書類の確認や、必要により管理体制に関わる関係者にヒアリングを行い、不正の防止に有効な管理体制となっているかを検証する。
- ② 「公的研究費に係る事務処理要領」に定めるルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて運用や体制の見直しを行う。

5. 監査結果の報告等

- (1) 委員会は、監査結果を最高管理責任者（所長）に報告する。また、不正防止計画推進部署である総務部及び技術企画部に対しても報告のうえ、意見交換などによる連携を図り、有効な管理体制を構築する。
- (2) 委員会は、内部監査の結果やリスクが顕在化したケースの状況等を踏まえ、必要に応じて不正防止計画の見直しを最高管理責任者に提言する。